

# 第1回我孫子市介護保険市民会議

令和元年10月10日（木）

於 我孫子市役所議会棟

・第一委員会室

・日 時 令和元年10月10日(木) 午前10時02分から午前11時38分まで

・会 場 我孫子市役所議会棟・第一委員会室

・出席者

(委員) ・荒井委員・大島委員・佐藤委員・寺岡委員・檜崎委員・西川委員

・松下委員・松村委員・宮本委員・湯下委員・渡邊委員

・欠席者 ・忽滑谷委員

・事務局(市)

健康福祉部

松谷部長

高齢者支援課

中光課長・加藤主幹・岩崎主幹・渡壁課長補佐・深山主査長

小池主査長・木内主査長・石倉主査長

社会福祉課

三澤次長

国保年金課

小林参事

健康づくり支援課

根本課長

障害者福祉課

小池課長

我孫子地区なんでも相談室

柳澤室長

天王台地区なんでも相談室

吉田室長

湖北・湖北台地区なんでも相談室

星室長

布佐・新木地区なんでも相談室

岡安室長

・傍聴者 1名

午前10時02分 開会

## 1 開 会

○加藤主幹 それでは、定刻となりましたので第1回我孫子市介護保険市民会議を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、第1回我孫子市介護保険市民会議にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本日は、会長・副会長の選出まで事務局にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

では、会議次第に従って議事進行を行ってまいります。

なお、本日は忽滑谷委員がまだお見えになっておりませんので、11名での開催になりますので、よろしく願いいたします。

## 資料確認

○加藤主幹 初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。

第1回我孫子市介護保険市民会議資料として郵送させていただきましたのは、資料1「我孫子市介護保険市民会議関係条文等」、資料2「我孫子市総人口及び高齢人口推移」、資料3「我孫子市の介護費用額の推移」、資料4「地域密着型通所介護事業所一覧（令和元年10月1日現在）」、資料5「高齢者なんでも相談室 相談集計」、資料5-1「市内高齢者なんでも相談室の相談内容別集計（平成31年4月1日～令和2年3月31日）」、資料6「第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画策定スケジュール」、資料6-1「7期介護保険事業計画・第8次高齢者保健福祉計画策定スケジュール」、以上となります。

また、本日配付させていただきました資料は、会議次第、委員名簿、座席表、「みんなのあんしん介護保険」になります。

本日配付させていただいた委員名簿の中で、5番、西川将己様の委員の所属なのですが、誤りがありましたので訂正をさせていただきます。正式には「川村学園女子大学教授」でございます。まことに申しわけありませんでした。

○西川委員 ことし還暦にはなりましたが、まだ名誉職ではございませんで、あと5年間は働きなさいと働かせてもらっております。

○加藤主幹 まことに申しわけありませんでした。資料については以上になります。

お手元の資料に不足しているものがございましたら、事務局でご用意しておりますのでお申しつけください。

また、「第7期介護保険事業計画・第8次高齢者保健福祉計画」についてはお持ちいただいていますでしょうか。お持ちでない方がいらっしゃれば、こちらについても事務局でご用意をさせていただいておりますのでお申しつけください。——よろしいでしょうか。

では、次に会議の公開についてご報告させていただきます。

本市民会議は、我孫子市情報公開条例第22条の規定により会議は公開となります。

本日は1名の方が傍聴を希望されています。また、我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則第8条に基づき、傍聴人には会議の議題について発言の機会が設けられています。発言者は5名以内とし、発言は1人1回で3分以内となります。

なお、傍聴人の発言は議事終了後に議長の許可により行うことといたします。また、同じく我孫子市審議会等会議の公開に関する規則の中で、(会議録の作成及び公表)というものがございます。「第9条 審議会等は、会議を開催したときは、会議終了後速やかに当該会議に係る会議録又はその概要を作成し、当該会議録又はその概要の写しを所管課及び行政情報資料室において1年間閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。」とされておりますので、こちらの会議においても同様の扱いとさせていただきます。

なお、本会議ではマイクを使用いたします。委員の皆様におかれては、発言の際、お手元のこちらの大きいマイクのほうのスイッチを入れていただいた後に発言をお願いいたします。

## 2 委嘱状交付

○加藤主幹 続いて、次第2「委嘱状交付」です。本市民会議は、我孫子市介護保険条例第23条に基づき設置され、市長が任命する委員13名以内で組織されます。委嘱状については市長から委員の皆様へ直接お渡しすべきところではありますが、時間の関係上、机上に配付させていただきましたので、ご了承ください。

### 3 市長挨拶

○加藤主幹 続いて、次第3「市長挨拶」です。本日の市民会議は第1回目の会議になりますので、委員の皆様へ星野市長からご挨拶を申し上げます。市長、よろしく申し上げます。

○星野市長 皆様、おはようございます。皆様方も大変何かとお忙しい中、この我孫子市介護保険市民会議委員としてお引き受けいただき、本当にありがとうございます。

介護保険もスタートとして20年になるのだなという感があります。私自身も当時は皆さん方の席にいたのを覚えていますけれども、我孫子市は介護保険制度が始まる前の年に、国のモデル事業として1年早くスタートしたまちでありました。あれからもう20年がたつということでもありますけれども、元号が変わってもだんだんと高齢化が進む中で、ますます介護保険制度の必要性、重要性というのは大切になってきているかなというふうに実感をしているところでございます。

高齢化についても随分と当時とは違ってきていて、既に我孫子市は高齢化率が30%を超えました。30.2%、13万2,000人の我孫子市民の中で65歳以上の方が約4万人いるという状況です。そして介護認定の中では、75歳以上の方々が大幅増えるのですけれども、75歳以上の方も約2万人いるという状況になってまいりました。

介護保険がスタートしたときに、私も認定審査会にいましたけれども、そのころは認定を受ける方が1,600人程だったのですけれども、今は約4倍、6,000人を超えているという状況になってまいりました。

介護保険制度も定着してきた感はありますけれども、それでもまだまだ増える高齢者の皆さん方の方が一のセーフティーネットとしての介護保険制度を我孫子の場合はどうしたらいいかというのは、この市民会議の皆さん方のご意見にかなり大きく委ねられておりますので、さまざまな課題、検討をよろしくお願いしたいというふうに思っています。

この介護保険制度について、皆さんもご存じのように、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画、そして第9次になります高齢者保健福祉計画、この策定もするところでございますし、マスコミ等でもご存じかと思えますけれども、国において令和3年度からの介護保険制度の改正に向けて、いろいろな検討がなされているところでございます。要支援1・2の認定者への介護サービスのあり方、あるいはサービス利用の際の

自己負担の見直しという大きなテーマもございます。そういう状況の中で、我孫子市においての第8期介護保険事業計画を策定するという状況になります。さまざまな形で皆さん方にはご負担をかけるかと思えますけれども、何とぞ我孫子の高齢者のためにもご協力いただければというふうに思っているところでございます。

また、高齢者の皆さんが気軽にそれぞれの地域で相談できる高齢者なんでも相談室、これは我孫子独自の呼び方ですけれども、地域包括支援センターは我孫子市内に5カ所あるのですけれども、そのうちの1カ所、我孫子地区では高齢者の数が随分と増えてきたものですから、我孫子の北側にあるなんでも相談室を南北に分離いたしまして、我孫子の南地区にも、ことしの12月からなんでも相談室をもう1カ所ふやす予定にさせていただいております。今、順調に内装等を進めていますので、このなんでも相談室における評価等も皆さん方をお願いをする予定にさせていただいておりますので、よろしくようお願い申し上げる次第でございます。

さまざまな形で介護保険制度が高齢者の皆様のセーフティーネットとしての位置づけとしっかりなっていくのかどうか、そしてまた、市民ニーズに対応した介護保険制度あるいは施設のあり方、在宅でのあり方、いろいろなところで大きく議論がされるところでありますけれども、皆さん方にはさまざまな形で忌憚のないご意見を頂戴しながら、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせる我孫子のまちをつくっていくための大きな位置づけだというふうにご理解をいただきながら、ご協力を賜ればというふうに思っているところでございます。

簡単でございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 4 委員・事務局紹介

○加藤主幹 ありがとうございます。

続きまして、次第4「委員・事務局紹介」となります。

初めに、委員の皆様をご紹介いたしますので、簡単にご挨拶をいただければと思います。大島委員からお願いいたします。

○大島委員 大島です。よろしくお願いいたします。私は、会社を定年後、嘱託が終わった後、約10年間、認知症で要介護4の母親を介護いたしました。その次に本当にデイサ

ービス、そして訪問介護、ベッドを借りるなど、本当にいっぱいサービスを受けることができて、そして96歳まで天寿を全うするまで介護をすることができて、本当にサービスをありがたく思っております。ありがとうございました。

しかし、それから11年たちまして、サービスが非常に大変なときを迎えました。私も後期高齢者です。それで介護サービスを受けている人たちの立場、またサービスを受けていない人たちの立場、双方の立場に立って勉強をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○松村委員 松村と申します。私は今シニアクラブの会長をしているのですが、この間いろいろ調べましたら、会員の方の半数ぐらいが80代の方なのですね。そういうことで、これまでは元気な高齢者が中心だったと思うのですが、これからはシニアクラブも、本当に何と申しますか、介護保険等の関連とか、あるいは今市のほうで地域支え合い事業をやっていますけれども、そういう中で一人暮らしのお年寄りとか、認知症のお年寄りも最近加入してきて、そういう人がシニアクラブで活動できるような、そういうふうな対応をしていきたいと思っています。

それから認知症の一人暮らしのお年寄りを支える後見人の活動もしておりますので、そんな観点から何かの意見を申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

○榎崎委員 榎崎園子でございます。介護保険を払って20年はたっておりますので、何と申すか、現役を退くぐらいの立場で公募させていただきました。20年というスパンを、少し下の立場から見てみたいというような形で思っております。よろしくお願いたします。

○荒井委員 歯科医師会の荒井と申します。よろしくお願いたします。引き続きまして委員を拝命させていただきました。少しでもお力になれるように努力したいと思いますので、よろしくお願いたします。

○佐藤委員 医師会の佐藤です。よろしくお願いたします。私も前期同様、今回また勉強させていただきたく、こちらに参りました。いろいろわからないこととか皆さんの意見等々も聞いて新鮮に思うことも前期は多々ありましたので、これを医師会に持っていき、よりよい医療が提供できるように心がけていきたいと思っています。よろしくお願いたします。

○寺岡委員 寺岡と申します。先ほど市長さんから我孫子市の高齢化率が30%を超えたというお話をお伺いして、数年たつとまた2025年問題がありますし、問題山積だと思っています。私たちの市民の立場から、微力ですが、お役に立てればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤主幹 続いて、西川委員、よろしくお願いいたします。

○西川委員 先ほど途中で口を挟みまして申しわけございませんでした。川村学園女子大学の文学部心理学科の教授で、大学院の人文科学研究科の研究科長をしております西川と申します。

実は私は医者でもございまして、診療内科の医者なのです。木曜日は、いつも午前中は法務省の健康管理をやっております。午後は、我孫子ではないのですけれども、五反田にありますNTT東日本関東病院の外来がありまして、今日は第1回目の会議ということで、申しわけないけれどもということで、法務省のほうをお休みさせてもらってご挨拶に伺わせていただきました。今日は忽滑谷先生もいらっしゃっていませんけれども、患者さんがいっぱいいらっしゃって、11時前には中座させていただかなければいけないかと思っておりますけれども、大学のほうと臨床のほうの仕事をやっているような者でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○松下委員 松下と申します。我孫子で薬局をやっておりまして、昭和48年から延々とやって、大分昔と違う薬局のあり方ということになってきました。薬局の中でだけではなくて、現場というのですか、皆様のところにご相談に伺うようにというふうな雰囲気になってきましたので、これからどういうふうに変わっていけばいいかなと思いつつ参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○宮本委員 社会福祉法人アコモードから参りました宮本と申します。よろしくお願いいたします。

○渡邊委員 社会福祉法人瑞邦会、特別養護老人ホーム久遠苑の渡邊と申します。高齢者や家族が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりということで、介護保険市民会議に少しでもお役に立てればと思います。よろしくお願いいたします。

○湯下委員 我孫子市の社会福祉協議会から参りました湯下廣一と申します。引き続き委員を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤主幹 皆様、ありがとうございます。続いて、事務局の職員をご紹介します。

まず健康福祉部長、松谷でございます。

○松谷部長 健康福祉部長の松谷浩光と申します。よろしくお願いいたします。

○加藤主幹 高齢者支援課長、中光でございます。

○中光課長 中光啓子と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

- 加藤主幹 高齢者支援課主幹なんでも相談室長、岩崎でございます。
- 岩崎主幹 岩崎恵と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 高齢者支援課長補佐、渡壁でございます。
- 渡壁課長補佐 渡壁麻里と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 高齢者支援課介護保険担当主査長、深山でございます。
- 深山主査長 深山一弘と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 高齢者支援課高齢者相談担当主査長、小池でございます。
- 小池主査長 小池晋と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 高齢者支援課健康推進担当主査長、木内でございます。
- 木内主査長 木内さち子と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 高齢者支援課介護認定調査担当主査長、石倉でございます。
- 石倉主査長 石倉夏絵と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 続いて、健康福祉部次長兼社会福祉課長、三澤でございます。
- 三澤次長 三澤直洋と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 健康福祉部参事兼国保年金課長、小林でございます。
- 小林参事 小林修です。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 健康づくり支援課長、根本でございます。
- 根本課長 根本久美子と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 障害福祉支援課長、小池でございます。
- 小池課長 小池斉と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 続いて、我孫子地区なんでも相談室長、柳澤でございます。
- 柳澤室長 柳澤と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 天王台地区なんでも相談室長、吉田でございます。
- 吉田室長 吉田理子と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 湖北・湖北台地区なんでも相談室長、星でございます。
- 星室長 星良子です。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 布佐・新木地区なんでも相談室長、岡安でございます。
- 岡安室長 岡安一将と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 最後に私、高齢者支援課主幹介護保険室長の加藤恒寿と申します。よろしく  
お願いいたします。

以上で紹介を終わります。

## 5 介護保険市民会議の役割について

○加藤主幹 続きまして、次第5「介護保険市民会議の役割について」です。事務局の深山よりご説明いたします。

○深山主査長 それでは、議題に入る前に市民会議の役割等についてご説明いたします。お手元に配りました資料1の「我孫子市介護保険市民会議の関係条文等」をご覧ください。

ここに市民会議に関する条例等の抜粋が載っております。市民会議の設置につきましては、我孫子市介護保険条例第23条に規定しております「介護保険に関する施策がこの条例の基本理念にのっとり、市民の意見を十分に反映し、円滑かつ適切に行われることに資するため、我孫子市介護保険市民会議を置く。」となっております。この規定にのっとり、この会議が設置、開催されています。

次に、市民会議でどのようなことを審議するのかといいますと、次の第24条に書かれている内容で、(1)項が「法第117条第1項に規定する介護保険事業計画策定及び変更に関する事項」、(2)項で「前号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の進行管理その他介護保険に係る施策に関する事項」と規定されています。法第117条第1項については、4ページ目の※1にありますように、国の法律である介護保険法第117条第1項のことで、「市町村は、基本指針に則して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」と書かれています。この計画の策定及び変更に関する事項を審議することになります。

また、介護保険に関する施策とは、2ページ目の我孫子市介護保険市民会議第36条の2の規定で、「(1) 地域包括支援センターに関すること。」「(2) 地域密着型サービス事業に関すること。」「(3) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定等に関すること。」となっております。これらの内容についてご審議いただくのが主な役割となります。組織や任期についても規則で定められています。

1ページ目の第36条をご覧ください。

(1)の市民(第1号被保険者・第2号被保険者)については、4名となっておりますが、今回は第2号被保険者について1名のみの選出となっており、3名で開催しております。任期については3年間になり、本日、名簿と委嘱状を交付させていただいております。

委嘱状は、令和元年8月1日から令和4年7月31日が任期となっておりますので、ご確認をお願いします。また、委員報酬といたしまして、1回3,500円が支払われます。市に登録のない委員さんについては、今回、振込口座を記入したものを提出いただきましたが、その口座に所得税を抜いた額で振り込みを後日させていただきます。

会議の公開につきましては、3ページ目「第9条 我孫子市審議等会議の公開に関する規則」に基づき行われます。会議は公開となっております。会議開催後の会議録についても公開することになっておりますので、発言者を記して市のホームページで後日公表いたしますので、ご承知おきください。

引き続き、第7期介護保険事業計画の概要について簡単にご説明いたします。介護保険事業計画は、高齢者に関する施策全般についての方向性を示すものと法律に規定されています。第7期介護保険事業計画・第8次高齢者保健福祉計画、2ページ目の中段に基本理念を掲載していますのでご覧ください。

計画書の中で「高齢者が要支援・要介護状態にならないようするための予防施策を充実・強化するとともに、一方でそのような状態になっても、介護を受け、安心してくらし、住みなれた地域で安心してくらし、地域社会を目指し、「住みなれた地域で安心してくらし」ことを誰もが実現できる「しくみ」を創造して行くこと」とされています。

この基本理念は、平成12年に介護保険制度が始まる第1次事業計画から継承されている基本理念となっております。第8期でも、この基本理念は継承していきます。この理念のもと、第7期事業計画では高齢者の現状、将来推計、高齢者ニーズの調査の結果をもとに分析を行い、課題を整理し、団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据え、6つの基本目標を達成するべく7つの重点施策を位置づけました。

この内容は、お手元の計画書の40ページから45ページに掲載しておりますので、お時間があるときにお目通しをお願いします。

皆様には、第8期の事業計画の策定と現行の第7期計画の進行管理をあわせて行っていただくことになります。

初めの市長の挨拶でもありましたように、この計画が市の具体的なサービス供給量を定め、それに基づいて保険料を決定するもので市民にとって重要なものになります。また、介護保険制度の指針にもなるものです。私たち事務局も皆様の意見や市民の声を取り入れた中身のある計画にしていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

説明は以上となります。

## 6 会長・副会長の選出

○加藤主幹 続きまして、次第6「会長・副会長の選出について」です。我孫子市介護保険条例施行規則第38条2項において、「会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。」とされております。委員の皆様から自薦、他薦ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「一任」の声あり)

○加藤主幹 事務局一任との声をいただきました。事務局といたしましては、会長に寺岡委員を、副会長に湯下委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

○加藤主幹 ありがとうございます。皆様の拍手をもってご承認とさせていただきます。

本市民会議は、会長に寺岡委員、副会長に湯下委員を選出いたしました。

それでは、寺岡委員、湯下委員、席の移動をお願いしたいと思います。

[寺岡委員、湯下委員、それぞれ会長席、副会長席に着く]

○加藤主幹 それでは、新しく会長に選任されました寺岡委員、副会長に選任されました湯下委員から一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。

まず、会長からお願いいたします。

○寺岡会長 改めまして、皆様、おはようございます。会長を拝命いたしました寺岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどもご挨拶いたしましたように、本当に毎日マスコミで「高齢社会」という文字を見ない日がないくらい、全国的にいろいろな問題が噴出していて、我孫子はどちらかというが高齢化率が低い地域と思っておりましたけれども、星野市長さんがおっしゃったように30%を超えたということで、2025年のときはまだ私も生きていますけれども、次が40年問題というのが控えておりますし、ますます認知と独居が増えるということで本当に問題が複雑多様化して、多分今までのように行政の皆様方に市民がお任せするというスタンスでは乗り切れないのだろうなと思っております。この市民会議の場で皆様から忌憚のないご意見をいただきながら、行政の方と協力して、この難関を乗り切っていけたらと思っております。皆様、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

○湯下副会長 寺岡会長をしっかりと補佐していきたいと思います。よろしくお願いいたし

ます。

○加藤主幹 ありがとうございます。

大変申しわけございませんが、市長におかれては他の公務の予定がございますので、ここで退席とさせていただきます。

〔市長退席〕

○加藤主幹 では、我孫子市介護保険条例施行規則第39条により、会長が市民会議の議長になる旨、定められておりますので、これ以降の議事進行は寺岡会長にお願いいたします。

○寺岡会長 では、ただいまから議事を進めていきたいと思っております。

#### (1) 我孫子市の介護保険の現状について

- ①高齢者人口及び要介護（要支援）認定者数について
- ②介護保険事業の実施状況について
- ③施設整備事業について
- ④高齢者なんでも相談室について

○寺岡会長 まず最初に、議題1「我孫子市の介護保険の現状について」、4つございます。全部終わってからご意見とかご質問をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○深山主査長 それでは、介護保険の現状について、深山からご説明させていただきます。

お配りしています資料2をご覧ください。こちらの資料の上段の表は介護保険制度が始まりました平成12年から平成30年までの我孫子市の総人口と65歳以上人口及び高齢化率となっています。総人口につきましては、平成24年までは増加傾向にありましたが、東日本大震災以降は減少傾向となっております。それに対し、65歳以上人口及び高齢化率は、震災以降、右肩上がりとなっております。

表の3段目の令和2年と令和7年については、第7期介護保険事業計画を立てた際の人口推計値となっております。

その下の表からは要介護認定者数の実績となっております。第7期計画であった平成27年度から平成29年度までの認定者数と第8期計画の平成30年度から令和元年8月までの数値となっております。要介護認定者数についても、介護保険制度の始まった当初か

ら毎年のように右肩上がりで、認定者数は増加傾向となっております。

続きまして、資料3をご覧ください。こちらのグラフは介護保険サービスにおける介護給付費の推移をあらわしています。給付費とは介護認定を受けた方が、訪問介護、通所介護、介護保険施設等での介護サービス費用のうち、本人負担分を除いた額になります。

少し見づらい図なのですが、上段の一番濃い色が施設サービス、中段が居住系サービス、下段一番色の薄いところが在宅サービスとなっております。

施設サービスとは、介護老人保健福祉施設などで受けるサービス費用額となります。居住系サービスとは、有料老人ホームや認知症対応型共同施設などで受ける費用となり、在宅サービスとは、訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、ショートステイなどを利用した費用となります。単位は100万円となっております。図を見ていただいてもおわかりになるように、平成23年度では約61億7,000万円程だった費用が年々右肩上がりになっており、平成30年度には約89億5,000万円と年々増加しています。今後も高齢化が進んでいきますので、サービス給付費も増加する見込みとなります。

表の中程にある折れ線グラフなのですが、色が重なり見にくいところもありますのでけれども、第1号被保険者の一月当たりの費用額となっております。こちらも平成23年度には1人1万5,500円でしたが、平成30年度には1万8,500円となっております。増加の理由としましては、施設が増えたことにより施設サービスを受ける人が増加したこと、さまざまな介護サービスを組み合わせて利用していることなどが考えられます。

計画では、今後のサービス利用の見込みと供給量の確保、保険料の検討をしていきます。計画書の51ページから79ページに、平成27年度から各事業の件数及び給付費の実績や計画値を載せています。また、82ページからは第7期での事業量及び事業費の推計値を載せていますので、お時間のあるときにお目通しをお願いいたします。

説明は以上となります。

○渡壁主査長 高齢者支援課施策推進担当の渡壁と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは施設整備事業についてご説明申し上げます。資料といたしましては、こちらの計画書81ページの「8 第7期計画の施設等整備方針」の部分となります。施設等整備方針につきましては、各期の計画策定時に市民アンケートの結果を踏まえ、この介護保険市民会議においてご意見をいただきながら検討し、定めてまいっております。

1つ前の計画、第6期の計画では、定員100名の広域型特別養護ホームが位置づけら

れ、平成29年に社会福祉法人阜仁会「特別養護老人ホームけやきの里」が青山に開設されました。今期第7期の計画では、100床の介護老人保健施設の開設を予定しております。これは第7期介護保険事業計画の策定時に実施したアンケート調査において、できるだけ在宅で生活を続けたい、住みなれた地域で生活を続けたいといった声が多く寄せられたことから、介護を必要とする高齢者を医療的なケアとあわせ、在宅復帰できる状態に回復させることを目的とした介護老人保健施設の開設を計画したものです。

事業者につきましては、昨年度に公募、選定等を終えており、医療法人社団葵会に決定しております。今年度の予定といたしましては、主に事業者が千葉県健康福祉部医療整備課との協議を行うと同時に、建設に向けて市の関係各課と協議していただくこととなります。担当といたしましては、引き続き、介護老人保健施設の開設に向けて、関係各者と連絡をとり合いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

今後、この会議において第8期介護保険事業計画の策定がなされる中で、次期計画における施設等の整備方針についてもご審議いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いたします。

施設整備事業についてのご説明は以上となります。

○岩崎主幹 我孫子市高齢者なんでも相談室長の岩崎と申します。それでは、私から高齢者なんでも相談室について説明をさせていただきます。

まず、高齢者なんでも相談室につきましては、介護保険法上では地域包括支援センターという機関になります。地域包括支援センターは、平成18年の介護保険法の改正によって市町村に設置が義務づけられたものです。本市民会議は、地域包括支援センターである高齢者なんでも相談室の運営や業務等について、報告、評価をいただくための会議としても位置づけられておりますので、高齢者なんでも相談室の整備状況や実施状況についてご報告させていただきます。

それでは、今回初めて委員になられた方もおられますので、これまでの高齢者なんでも相談室設置の経緯についてご説明させていただきます。

平成18年度から平成22年度におきましては、市役所の中に市直営の地域包括支援センターを1カ所設け、ご相談に対応しておりました。その後、高齢化が進み、さまざまな相談ニーズを持った高齢者が増加していくことに対応していくため、平成23年度に布佐・新木地区、平成24年度には我孫子地区、天王台地区、湖北・湖北台地区の4地区に委託方式で高齢者なんでも相談室を開設しており、現在は高齢者支援課内にある直営の高

高齢者なんでも相談室と合わせて5カ所の高齢者なんでも相談室を設置し、相談支援に対応しているところです。

なお、「高齢者なんでも相談室」という名称ですが、これは我孫子市独自の名称であり、平成23年度から新たに地域包括支援センターを整備する際に、地域包括支援センターという場所が高齢者やそのご家族の相談機関であるということを市民の皆様によりわかりやすくご理解いただくために、市民から公募する形でつけた名称となっております。

高齢者なんでも相談室におきましては、平成23年度の設置から9年目を迎えるところですが、市民の皆様にも浸透してきているところです。

次に、高齢者なんでも相談室の機能についてご説明させていただきます。高齢者なんでも相談室の主な機能につきましては4点ございます。

1点目は、高齢者の方々が住みなれた地域で、安心してその人らしい生活を続けられるよう医療・介護・福祉・健康など、さまざまな面で支援を行うための総合相談窓口ということです。高齢者なんでも相談室には主任ケアマネジャー、保健師または経験のある看護師、社会福祉士の3職種が常時配置され、適切なサービスの紹介や解決に向けた支援を行っているところです。

2点目は、要介護認定において、要支援の認定をお持ちの方や、認定を受けなくとも基本チェックリストを使ってサービスの対象と判定された事業対象者の方が介護保険サービスを利用する際のケアプランを作成し、サービスの調整を行っています。

3点目は、高齢者の権利擁護に関することです。高齢者に対する虐待防止と早期発見の対応、悪徳商法の被害防止、財産管理や契約行為の代理人を選任する成年後見制度活用の支援を行っています。

また4点目として、要介護認定を受けた方のケアプランを作成するケアマネジャー、俗に介護支援専門員と申しますが、そのケアマネジャーへの相談・助言を主任ケアマネジャーが中心となり対応している業務となります。主任ケアマネジャーは、経験と高い専門性を生かしてケアプランの作成や技術指導、支援困難事例への助言など支援を行っています。

以上が高齢者なんでも相談室の主な業務となりますが、ほかにも家族介護教室の開催等、地域のさまざまな関係機関と連携を図り、地域ぐるみで高齢者の方々を支援しております。

続きまして、高齢者なんでも相談室の具体的な相談状況についてご報告させていただきます。

お手元の資料5をご覧ください。こちらは、市内5カ所の高齢者なんでも相談室の相談

集計となっております。平成30年度と平成31年度8月現在までの地区別、月別、そして全ての相談室の相談延べ件数を示しております。

平成30年度の表を見ていただきますと、各地区の相談延べ件数は、我孫子市直営高齢者なんでも相談室で3,280件、我孫子地区が6,347件、天王台地区が3,158件、湖北・湖北台地区が3,806件、布佐・新木地区が3,598件と、それぞれ各地区の高齢者人口に比例している状況ですけれども、我孫子地区におきましては、先ほど市長からも話がありましたとおり、高齢者人口が他地区の約倍となっているため、相談件数も倍近く差が出ております。また、5カ所の高齢者なんでも相談室の相談延べ件数は2万189件となり、平成29年度と比較すると1,236件増となっております。なお、今年度8月末時点までの相談件数は9,828件、平成30年度同時点と比較しますと、既に1,390件増となっております。

次に、下段の土日開室につきましては、仕事をしながら介護をしている家族でも相談しやすい相談窓口とするため、平成29年6月から、委託する4地区全ての高齢者なんでも相談室で土日の開室日を設けております。平成29年度は6月からとなっているため、土日の延べ相談件数の合計につきましては前年度と比較はできませんが、平成30年度の相談延べ件数は993件、今年度8月時点までの相談延べ件数は467件となり、平成30年度同時点と比較すると107件増となっている状況から、土日開室について少しずつ市民への周知が浸透してきているものと考えております。

次に、資料5-1をご覧ください。こちらは平成31年度4月から8月までの相談内容別集計表となっております。相談件数の多い内容について、一部ご説明させていただきます。

一番上の「予防介護サービス計画利用者」につきましては514件ございますが、こちらは介護予防サービス利用希望者との契約やモニタリング、相談等々、介護予防サービス計画利用者への相談、支援を全てカウントした内容となります。済みません、514件と申しましたが、トータルで2,533件になります。

次いで、上から6段目の「介護保険制度や介護サービスに関する相談」が2,007件になります。こちらはその内容のとおり、介護を必要とする方からの相談となります。また、その1つ下の「日常の困りごと・その他の相談」ですが、こちらは介護保険サービス以外の生活上の相談で、例えば植木の剪定であったりとか、庭草の除草、近隣のトラブル、遺言書の書き方や市政への苦情など、さまざまな相談となっております。

さらに、そこから6段ほど下がりました、「安否確認・状況確認相談」とありますが、こちらは民生委員や配食事業者、地域住民等、第三者からの相談で、安否が心配される方の情報照会や安否確認の依頼に関するものとなり、トータル1,340件でございます。いずれの項目におきましても、毎年上位を占める相談内容となっております。

今後も市民の皆様が高齢者なんでも相談室を知っていただき、より利用しやすい相談窓口となるよう努めてまいります。

最後になりますが、第7期介護保険事業計画の43ページをお開きください。

「重点施策4 高齢者なんでも相談室の機能の充実」に位置づけさせていただきましたとおり、高齢者数の増加に伴う相談件数の増加に十分対応できるよう、設置箇所数について検討し、相談・運営体制の強化を図るとしております。それに基づき、高齢者人口が他地区の倍近い我孫子地区におきまして、市民の利便性の向上及び相談体制の強化・充実を図るため、今年度12月に我孫子南地区高齢者なんでも相談室の新設を予定しておりますので、ご説明、ご報告をさせていただきます。

まず、既存の4カ所の高齢者なんでも相談室についてですが、高齢者なんでも相談室を各地区に整備するに当たって、当時、地区の在宅介護支援センターを運営していた法人に地域包括支援センター受託の意向を確認し、基本的には在宅介護支援センターを担っていた地区の地域包括支援センター業務の委託をお願いし、随意契約を締結したところです。

今回の選考に当たりましては、公平性はもちろんのこと、地域福祉活動の拠点である我孫子市社会福祉協議会とのさらなる連携の強化を踏まえ、我孫子南地区社会福祉協議会との併設を予定していることから、新たな発想、新たな事業の提案への期待を考慮し、本選考において初めての試みとなるプロポーザル方式を導入しておりますので、先にご報告させていただきます。

それでは、これまでの経過についてご説明いたします。本年4月26日の市ホームページでの公表から始まり、5月30日、31日の両日での応募受け付け、最終的に2カ所の事業者から応募、提案書の提出がございました。

6月25日には選考委員会を開催し、結果、社会福祉法人アコモードが特定されております。今回特定された法人につきましては、既に布佐・新木地区高齢者なんでも相談室の運營業務委託している法人であり、市内でも十分な実績を持つ法人となっております。既に事前協議及び契約も終え、本年12月2日、我孫子南地区高齢者なんでも相談室の窓口開設に向け、現在、建物の改修工事や機器の設定、ケースに関する引き継ぎ等の準備を進

めているところです。

今後は、「広報あびこ」11月16日号で我孫子南地区高齢者なんでも相談室新設に関する記事を掲載し、12月1日号では市内6カ所の高齢者なんでも相談室に関する紹介記事を大々的に掲載し、市民の皆様に周知を図っていく予定です。

なお、具体的な設置場所につきましては、我孫子駅南口から徒歩圏内で、国道356号線沿いにある緑郵便局から駅に向かって数十メートル程歩いた場所になり、非常に目にとまりやすい場所となっております。今後、相談室の新設に伴い、各相談室におきましても心新たに、さらなる相談体制の充実を図るべく努めてまいります。

なお、本日、各高齢者なんでも相談室の室長も出席しておりますので、地区の特色を踏まえながら、改めてご挨拶をさせていただきたいと思っております。

○柳澤室長 よろしくお願いたします。我孫子地区高齢者なんでも相談室、柳澤と申します。我孫子地区の特徴と、それから活動についてご報告させていただきます。

我孫子地区は85の自治会で組織され、高齢者の人口も一番多い地域となっております。以前の新興住宅地がまさに高齢化している地域、駅周辺の大型マンションが多く立地している地域、また由緒ある我孫子の歴史を感じさせる地域もあり、それぞれの地域性と人となりを感じられる地区です。高齢化が進むにつれて住民の方々の意識や危機感が高まっており、なんでも相談室に寄せられる相談件数も増加し、周知も高まっております。

高齢になっても、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、地域の自治会や大型ショッピングモール、金融機関やマンションの管理組合ともネットワークの構築を推進しております。認知症の啓発活動としては、小学生のお子さんと親御さんに一緒に学んでいただく講座「親子で認知症サポーターになろう!」、これは6年間継続開催しており、内容としては寸劇やDVD、宿題シート、ロバの風船づくり等も工夫を凝らして一緒に学ぶという手応えを感じております。また、家族介護教室「なないろいきいき教室」の開催は年に6回、今年度の1回目は歯科医師から学ぶ健康講座オーラルフレイルから始まり、最終は遺品整理人からのアドバイス「物と心の整理術」等、ニーズに応じた内容で開催をしております。また、認知症サポーターの活動の場をという考えのもと、スキルアップ講座も継続開催しており、今年度は北地区の地区社協共催にて徘徊模擬訓練を行う予定となっております。

今後においても、住民の方々のより身近な相談窓口であるように努めてまいりたいと思っております。以上です。

○吉田室長 天王台地区高齢者なんでも相談室の吉田と申します。

私たち天王台地区高齢者なんでも相談室では、日常の相談業務を基本に地域の方々に生き生きと元気で生活していただくために、運動、栄養、認知症など多様なジャンルで、より身近に参加していただけるよう年8回の介護予防教室を開催しております。場所も介護予防教室を2カ所の会場にして開催しております。また、男性介護者の集い「ケアメンクラブ」を2カ月に1回開催し、参加者の意向に沿って、時には弁護士の先生のお話を聞く、介護者同士の情報交換をするなど、コミュニケーションの場を支援しています。

さらに、親子認知症サポーター養成講座も開催し、若いお母さん方の主催による高齢者も子供も一緒に認知症について学ぶ場の支援も行っております。世代を問わず、みんなが暮らしやすい地域になるよう、地区の社会福祉協議会の方々や地域の見守りネットワークとともに連携を図って業務に当たっております。どうぞよろしく願いいたします。

○星室長 湖北・湖北台地区高齢者なんでも相談室の星と申します。よろしく願いします。

湖北・湖北台地区の特徴として、集落と住家が点在する農村地区とUR都市機構公団を含む新興住宅街となっています。さまざまな相談がありますが、ケアマネジャーからの個別事例の相談から地域ケア会議を開催し、地域課題を検討する地域包括ケア会議を行いました。その中で、認知症になっても早くケアを受けられ、その人らしい生活が維持できる。認知症になっても地域のサロンや交流機会に参加できる。そんなまちを目指して、地区内の施設、事業所と連携し、「ほくほくケアねっと」と名づけ活動をしています。

各サロンに施設、事業所の職員が参加し、体操やレクリエーションを一緒に行い、地域に出て顔を合わせる機会が増えるようにしています。このような活動が、認知症になったら終わりではないという認知症に対するイメージを変え、相談場所を知る機会になったり、また元気なときから顔の見える関係づくりができると相談しやすい関係性が築け、認知症と思われる方の早期発見、支援につながると考えています。

また、地域の方にも気軽に施設に来てもらえ、認知症の方も家族も集まれる場所として、施設の休業日を利用した輪番制の認知症カフェ「HokuHoku カフェ」を奇数月第1日曜日に開店しています。こちらのスタッフは地区内の施設、事業所の職員、ケアマネジャー、認知症サポーター養成講座を受講した小学生のボランティアで構成されています。また、小学校では3カ所、中学校は2カ所、高校、湖北特別支援学校、一般向けと社会福祉協議と連携し、積極的に認知症サポーター養成講座を実施しています。そこから、ほくほくカ

フェのボランティアの小学生も来てくれています。また、家族介護者教室は年に5回、1回は湖北台地区社協と共催で転ばないための体操教室を実施しています。

家族介護者の会、ほくほくすまいるさぼーとの会を3カ月1回に開催、こちらは介護をされている方のお茶飲み場としています。また今年度は、介護を既に終えられた方を対象の会も開催しています。

当地区オリジナルのほくほくらしのお助け便利帳、ほくほく集う場ガイド、ほくほくだよりを作成し、啓発も兼ねて地域住民や事業所、ケアマネジャーに配布も行っております。

地域とのつながりは財産です。いろいろな方とつながってこそ、一人一人の支援に結びつきます。1つの相談からさまざまな業務と連動させる意識が大切であることを念頭に日々活動しております。

○岡安室長 布佐・新木地区高齢者なんでも相談室の岡安です。

私たちの布佐・新木地区高齢者なんでも相談室は我孫子市の一番東に位置している相談室となります。我孫子駅周辺に比べて買い物先などが少ないなどのことがあります。病院、介護施設、在宅サービスは整っており、地域で介護や医療を受けることが可能な地域となっております。

布佐・新木地区高齢者なんでも相談室の特色としては、同じ建物内で障害者まちかど相談室も活動しています。必要に応じて連携を図り、早期に高齢者や障害をお持ちの方に対応を行っています。

それから、新木団地自治会とあらき野自治会、9月1日付で3,513名、高齢者1,610名、高齢化率45.8%の地域において見守りをしてほしいと手挙げをした高齢者に対し、見守りができると手を挙げた方がそれとなく見守ったり、時には訪問して関係を築くなどをして、孤立死を防ぎ、災害時の避難支援も行う新木野高齢者見守りネットワークの立ち上げからかわりを持つなどの地域活動を行っています。

以上となります。

○岩崎主幹 長くなりましたが、以上で高齢者なんでも相談室の報告を終わらせていただきます。

○寺岡会長 ありがとうございました。

ただいま我孫子市の介護保険の現状につきまして4件ご報告いただきました。皆様のほうから何かご質問とか、ご意見とかございますでしょうか。

○松村委員 今、最後になんでも相談室の方からお仕事を紹介していただいた中で、どこでもおやりになっているという認知症サポーター養成講座ですね。それで以前、北地区社協で私がお手伝いしたときに、認知症サポートの養成講座を受けた方がもうちょっと実践的にボランティアをやりたい人もいないかということで、何かレベルアップ講座というのを北地区社協と、それから柳澤さんところの我孫子地区高齢者なんでも相談室で連携して、あれはすごくよかったのではないかなと思うのですけれども、他のなんでも相談室では、地元の地区社協と連携してそういったレベルアップ講座等で、施設でのボランティアニーズのマッチングみたいなものを何かされているのでしょうか。どうなのでしょう。

○寺岡会長 では、今の松村委員のご質問に関しまして。地区社協と何か連携があるかどうか。

○木内主査長 健康推進担当の木内と申します。認知症施策の担当をさせていただいております。高齢者なんでも相談室では、我孫子地区では、今、地区社協のほうと認知症サポーターの活用についてのフォローアップ講座というのを行っておりますが、まだそのほかの地区では始められていないような地区もあるような状況になっております。

今年度、認知症の担当者、各なんでも相談室にいる認知症の地域支援推進員が集まって会議を行っているのですけれども、全地域でフォローアップ講座ができるような体制、内容の検討をしているような状況になっておりますので、順次始めていけたらと思っております。

○寺岡会長 ありがとうございます。

○松村委員 ありがとうございます。

○寺岡会長 では、そのほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

では、私から1点伺います。資料No5-1ですね。相談室の相談内容の集計のところなのですけれども、項目の下から2つ目、「成年後見制度・金銭管理」というのがございますよね。成年後見制度というのは、皆様ご存知のように、2000年度の介護保険が導入されたときに同時にできた制度なのですけれども、いかんせん市民の側の認知度も低いですし、私はこの表を見て予想外に件数が多いなという感じを持ったのですね。これから認知症の方も増えていきますし、いろいろな意味で、この成年後見制度を利用したいという方はますます増えていくのではないかと。今これくらいの数字ですけれども、今後ますます増えていくと。そうすると被後見人が増える一方で、後見する専門職ですとかNPO

とかいろいろありますけれども、我孫子だけではなくて、これは国の問題だと思いますけれども、非常に受給バランスがとれない状況になって、今我孫子でもあまり市民が知らないのではないかなと思っておりましたら、2桁の相談内容があるということで、具体的にどういう内容で相談されるのかをちょっと教えていただけたらと思います。

○小池主査長 高齢者相談担当の小池からお答えさせていただきます。主な事例につきましては、高齢者の方が入院または施設入所された場合に、そのお子様が施設または病院の支払いをするわけなのですが、その高齢者の方の口座からお金をおろそうと銀行に行きますと、やはり本人でなければおろすことができない。または本人が来ないとだめだとか、もしくは成年後見人でないと手続することはできないという説明を聞き、なんでも相談室にご相談にみえるケース。また、普段からなんでも相談室の方で生活の支援、相談をしている方が認知症になって、その方の親族がいらっしゃらなかつたり、疎遠だった場合に、やはり金銭管理ですとか介護保険の在宅サービスでも契約を伴いますので、その契約ができないということで生活に支障が出るケースについては、その市長申立等の相談で成年後見制度の利用を勧めております。

また、高齢者虐待におきまして、認知症高齢者の方が親族の方から虐待を受け、やむを得なく家族から分離、つまり離れて生活をせざるを得なくなった場合に、そういった方の権利の擁護する目的として成年後見制度の利用というところが主だった事例になってくるかと思っております。

○寺岡会長 ありがとうございます。よくわかりました。

そうしますと、これは「虐待」と「成年後見制度・金銭管理」の項目を分けていらっしゃるって、ちょっと違和感を持ったのは、虐待も成年後見の中の後見人のいわゆる身上監護の1つの役割ですよね。虐待を別項目に立てて、「成年後見制度」の後ろに「金銭管理」だけをわざわざくっつけたというところで、ちょっとこの辺の整合性をご検討いただいたほうがいいのではないかなと思ったのですけれども。

○小池主査長 小池からお答えさせていただきます。虐待がありまして、成年後見制度、また、ほかの相談に対応した場合は、それぞれお一方について、ダブルカウントだったりとかスリーカウントというようなことで、この相談実績を集計しております。虐待につきましては、虐待の件数の状況等も把握するために別項目立てにしております。そのようなことで項目が分かれております。

○寺岡会長 ごめんなさい、しつこく言ってすみません。そうすると成年後見制度の中に

身上監護に関する相談が来て、その中に多分虐待も入ると思うのですよね。

○小池主査長 虐待があった場合。

○寺岡会長 ですよ。そうするとダブルカウントですか。

○小池主査長 ダブルカウントです。

○寺岡会長 ダブルカウントですか。それは何か意味があるのですか。

○小池主査長 こちらの相談件数のほうは延べ件数でもあり、相談に見える方、1つの問題に対しての相談の方もいらっしゃいますが、多岐にいろいろなご相談をされる方もおりますので、どのような相談が多いのかとか、そういったことも把握するために、お一方の相談でも複数の課題についてのご相談を受けた場合には、その数のカウントをしているというようなところですよ。

○寺岡会長 多分虐待が突出して、成年後見の中で現状では多いのだろうなという予想はしているのですけれども、今後もっと多様化してくるかもしれないので、今後の課題としてご検討いただければと思います。ありがとうございました。

○松村委員 今、会長さんの方から成年後見のお話が出ましたので、今、我孫子市内にNPO法人で東葛市民後見人の会というのがありまして、私もそこのお手伝いをしているのですけれども。

今、会長さんのお話との関連で、ご承知のように、成年後見についての専門的な相談というのは、毎月社協の方で弁護士さんが受付しているわけですよ。あと、高齢者なんでも相談室で私もこの件数を見て、非常に多いので驚いたのですけれども、実は私のNPOも成年後見について無料相談を始めたのですよ。8月から始めたのですけれども、毎月1～2件ぐらいありまして、遺言書の書き方がわからないとか、あるいはお父さんがガンで、お母さんが施設に入ってしまった、財産処理の仕方をどうしたらいいのかとか、そういうお話とか、どこに相談したらいいかわからないということで、たまたまチラシを見てきたというのがありまして、高齢者なんでも相談室に行けばいいのではないかなと、昨日ちょっとそういう議論をしたのですけれども、高齢者なんでも相談室はほかの仕事でかなりいっぱいみたいな感じですよ。高齢者なんでも相談室で成年後見の話が出て、後見制度というのはこういうものですよという形で説明するのでしょうか、お金のことがかなり中心になって、今課長さんがおっしゃったような、権利擁護とかそういうことについては、重要なだけけれども、暴力なんかの関連で、皆さんよくわからないということで、そういうことで、恐らく高齢者なんでも相談室もどう対応したらいいのか、ちょっと

これは僕もよくわからないのですけれども、曖昧になっているとか、そういうのはあるのではないかと思うのですね。少し長くなって済みません。うちのほうでも、相談というのは、自分でも何が課題かよくわからないみたいな方が多いので、こういうふうな相談があっても、うちのほうも事務所に来てくださるのではなくて、高齢者なんでも相談室にこれから出向いていきましょと、昨日そういうことになりましたので、高齢者なんでも相談室のほうにも、うちのチラシを8月頃に全部配ってあると思うのですけれども。相談がありましたら、うちのほうからも出向いてやるということになりましたので、少し宣伝になりましたけれども。よろしくお願ひします。

○寺岡会長 貴重な情報ありがとうございます。高齢者なんでも相談室は本当にワンストップサービスで、我々にとってはありがたいのですけれども、相談所の方にとっては本当に過重な負担をおかけして申しわけないなと思っています。そこにまた成年後見や何やらかんやら入ってきたら本当に心配しているところなのですけれども、それをうまく役割分担ができるところ、これからもお互いに落としどころを探っていければいいかなと思っています。ありがとうございます。相談室の方もありがとうございました。

ほかに何かご意見。

○大島委員 この高齢者なんでも相談室の各地区のを見ていまして、この間いただいた計画書を見ておりましたら、我孫子市が多いので北と南と分けたいという声を書いてありましたけれども、大体いつごろをめどに、そういう分ける計画があるのでしょうか。

○岩崎主幹 済みません。先ほど我孫子南地区高齢者なんでも相談室の設置ということでご説明をさせていただいたかと思うのですけれども、今年度12月2日に我孫子南地区に開設を予定しております。

今現在、我孫子地区につきましては、我孫子地区高齢者なんでも相談室が管轄をしているところですが、我孫子地区においては人口が他地区と比べて多いため、我孫子地区を南地区と北地区に分割するような形になります。これまでの我孫子地区を担当してきた相談室につきましては、我孫子北地区高齢者なんでも相談室に名称が変わり、南地区には新に相談室が設置されるという形になります。大丈夫でしょうか。

○大島委員 わかりました。

○寺岡会長 大島委員、よろしいでしょうか。

ほかにないようでしたら次の議題に行かせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

## (2) 介護予防・日常生活支援総合事業における事業所の指定等について

○寺岡会長 では、議題2「介護予防・日常生活支援総合事業における事業所の指定等について」、よろしくお願いいたします。

○深山主査長 介護保険担当の深山から説明させていただきます。まず先に、地域密着型サービスとはどのようなサービスかご説明いたします。

サービス事業所は大きく千葉県が指定し指導監督するものと、我孫子市が指定・指導監督を行うものがあります。このうち我孫子市が指定・指導監督する事業所が地域密着型サービス事業所となります。高齢者が認知症や重度な要介護状態になっても、できるだけ住みなれた自宅や地域で生活が継続できるようにするため、高齢者に身近である我孫子市がサービス事業所の指定や指導監督を行い、原則我孫子市民のみがサービスを利用することができるものです。

地域密着型サービス事業に関することについては、先ほど申し上げたとおり、この介護保険市民会議で審議することになっております。先ほどと重複にはなりますが、計画書の61ページから68ページに事業所についての説明が記載されており、地域密着型サービスについても含まれていますので、お時間があるときにお目通しをしてください。

それでは、資料4の一覧をご覧ください。28年度に事業所が千葉県から移管され、我孫子市で指定更新を行っております。それに伴い、我孫子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する規定を定める条例に地域密着型通所介護を加え、平成28年度に条例の一部を改正し、制定しました。

一覧表の網掛け部分2カ所、No. 16とNo. 22については、令和元年6月に事業の廃止となりました事業所です。事業所名、法人名は同じ「合同会社 寿」が2件の事業所を運営しておりました。休止の理由は、同じ法人が行っていた事業所となりますが、お互い利用者数が多く待機者数が増えてきたため、県で管理、指定を行う通所介護施設を開設したため6月30日をもちまして廃止となりましたので、ご報告いたします。

以上で説明を終わります。

○寺岡会長 ありがとうございます。では、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

## (3) 第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画策定のスケジュールについて

○寺岡会長 ないようでございますので、最後の議題に移らせていただきます。「第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画策定のスケジュールについて」、よろしくお願いたします。

○深山主査長 それでは引き続き、深山から説明いたします。お配りしていますA3の用紙、資料N o 6をご覧ください。こちらは1枚目が第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画策定のスケジュールになっております。

資料N o 6-1が今期、第7期の介護保険の計画書を作成するに当たったスケジュールとなっておりますので、参考までに添付しております。

スケジュールとしましては、全体がわかるように国の動向や議会などの予定が入っていますが、皆様には下から3段目の「市民会議」という欄をご確認いただければと思います。新たな計画が令和3年から3カ年の計画となりますので、来年度、令和2年度に市民ニーズ調査と計画策定を行っていただくこととなります。ニーズ調査とは、市民の方を対象に行うアンケートのようなものになります。前回行いましたアンケート結果の冊子も以前お配りしていると思いますので、お時間のあるときに御一読をいただければと思います。

今回のニーズ調査の項目については、前期、第10回会議のときに質問事項と追加質問について内容を事前精査いただいておりますので、次年度に入りましたらニーズ調査の対象者等を抽出し、アンケート調査を進めていきたいと考えております。また、今年度の介護保険市民会議をあと1回、2月上旬に開催予定をしております。その後、2年度に入りましたからは6回程度の開催を予定していますが、内容や進行状況によっては、お配りしたスケジュールと若干の違いが出てくるかもしれません。計画策定の年になりますので回数も多くなりますが、ご理解の程よろしくお願いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○寺岡会長 ありがとうございます。

では、質問とかご意見はございますでしょうか。

○湯下副会長 確認です。策定スケジュールの中で2行目のところ「第7期計画の検証」という形で検証する内容が出ていますけれども、ここのところというのは市民会議の中で7期の検証作業というのは出てこないですか。

○深山主査長 次年度に入りましたから行う予定ではあります。

○湯下副会長 どういう方法で検証していくのか、あるいは行政側で事前にある程度の検

証を重ねた結果を見せていただけるのか、そこら辺というのは決まっていますか。

○深山主査長 「市民会議」の欄の「第3回会議開催」の議題の中で、計画書の章を分けまして、こちらのほうで実績数とか、また資料を作成しまして、その数値について第8期計画に向けた推計値等の検証していただくようになります。

○湯下副会長 もう一度確認しますが、来年の令和2年6月以降に第7期の検証作業に入る。そうすると、検証しながらニーズ調査もやっていくという話ではなくて、そこまで具体的な作業というのではないということですよね。

○深山主査長 ニーズ調査については、来年度4月に入りましたら、またこちらから対象者を抽出しましてアンケート調査を発送します。期間は約1カ月ぐらい見まして、回答を返してもらい、その回答内容について集計を業者に依頼しますので、それについて同時に進めていく形になります。

○湯下副会長 スケジュールを確認すると、市民会議のかかわり方として、検証しながらニーズ調査の数字も把握して計画に反映していくのかなというイメージをしていたのですが、来年の6月までは検証の作業が具体的にはないよというような理解でよろしいのでしょうか。

○中光課長 私のほうから。第7期介護保険事業計画につきましては、この実施期間が30年度から32年度までということになっておりますので、32年度分までを見ていると次期計画に反映させることが難しいので、少なくとも30、31年度の実績を取りまとめた形で来年度皆さんにご検証いただきたいと考えております。

6月の会議までには、大方の検証資料というものはこちらのほうで作成することになりまして、計画書でいいますと、46ページの「3 施策体系」があるのですが、これらの項目に基づいた検証資料を当方で作成いたします。そちらのほうを事前に皆様にお配りして、こちらの評価なども見ながら、皆様のご意見をまたこの会議の場でいただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○湯下副会長 理解しました。

○寺岡委員 よろしいですか。ありがとうございます。

では、ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

○大島委員 来年度の計画を見ていると、3回、4回、5回、6回、7回、8回と毎月あるんですね。これは本当にやってもらっていいのですが、私たちもいろいろスケジュールがあるのです。もし決まったら早目にスケジュールを教えてくださいなど。

できるだけ参加したいなと思いますので、それを教えていただきたいのですが、よろしく  
お願いします。

○寺岡会長 よろしくお願いいたします。

ほかに何かご質問とかございますか。

ないようでございます。皆様ありがとうございます。本日予定しました議題はこれで  
全て終了いたしました。

では、傍聴人の方はいらっしゃいますか。傍聴人の方でご発言がございましたら挙手を  
して、恐れ入りますが、3分以内でご発言をお願いいたします。

○傍聴者（関口氏） こんにちは。つくし野の関口と申します。この介護保険市民会議に  
は5期と6期に参加させていただきました。

本当に何というのでしょうか、市民会議は8回ぐらいですかね、委員の方、ご苦労さま  
です。それからまた高齢者支援の方はむちゃくちゃに優秀ですね。本当に安心して任せら  
れるような、そのように進んでいくわけですけれども、ちょっと私、市民会議とか我孫子  
市の介護保険がどうなっているのか、離れながら、遠くから眺めていくと幾つか気にかか  
るようなことがあります。

私自身は我孫子地区だったので、5期、6期の介護保険事業計画を策定するときから、  
我孫子地区やなんかに福祉資源の蓄積というものをもっともっとやっていかなかったら人  
材も出てこないし、情報も出てこないし、それからいろいろな地域にそういう情報が集め  
られていかないなというようなことで心配をしておりました。その間、有料老人ホームで  
あるとか特定入所施設、それとかサービス付き高齢者住宅なんかが入ってきて、ようやく  
今度は第7期の計画において老人保健施設ができたということになっているわけですけれ  
ども、我孫子地区での福祉資源の蓄積ということをもう少し考えていきたいということ、  
それには各サービス事業提供者の人たちが、もっともっと地域のほうに出てきてほしいな  
と。各事業所の施設長さんですか、アコモードさんにしても、久遠苑さんにしても、和楽  
園さんにしても、施設長さんやなんかが市民のところに出てきて話されているような機会  
というのはあまり見たことがないですよ。やはりもっともっと施設の方が地域のほうに  
出てきて地域と施設がつながっていくという、そういう仕組づくりをもっと取り組んでい  
ただきたいなと。

そして介護保険も、やはり地域の中で見ていると一般の市民の人たちの理解するところ  
まで落ちていないのですよね。高齢者なんでも相談室が頑張ってくれて、いろいろな企画

をやってくれて、知っている人は知っているのだけれども、知らない人は知らないのですよね。もっとそれをうまく使って市民が参画できるような、介護保険とはもともとそういうものだったので、そのような方向で市民の方へ展開して行ってほしいなということです。

それと一番最初の我孫子の介護保険を策定していたころというのは、もっととんがっていたのですよね。非常に今、事業計画自身が丸くおさまっているのです。厚労省が策定し、県からおりてきていますし、湯下副会長さんが言われていたような検証の方法とか、ニーズ調査、基本的には全部上から指示なのですよね。もっと我孫子のニーズを引っ張り出せるような、そういうものを課題として持ってきて議論していただければというような気がいたします。失礼しました。

○寺岡会長 市民目線の貴重なご意見をいただきました。今のご意見を関係部署の方はご検討いただければと思います。どうもありがとうございました。

では、これで終わりましたので、事務局のほうにお渡しいたします。よろしくお願いいたします。

#### (6) その他

○加藤主幹 長時間にわたるご審議ありがとうございました。

次回の開催は令和2年2月を予定しております。委員の皆様には、後日改めてご案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

#### 4 閉 会

○加藤主幹 それでは、これをもちまして第1回我孫子市介護保険市民会議を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時38分 閉会